

平成27年第3回定例会9月4日

日程第10. 議案第46号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第10. 議案第46号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第46号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、警報が発令されていないときでも災害が発生することがあり、さまざまな災害状況に対応できるように条例改正を行う必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○議長 宮城清政君 ○総務部長 新垣吉紀君 議案第46号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例でございます。議案書をめくっていただき、新旧対照表をご覧くださいながら説明をさせていただきます。お手元にも先ほどと同様に議案第46号の概要をお配りいたしました。現在のこの規定では、新旧対照表の改正前にも書かれていますが、暴風・大雨時警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務を命ぜられた職員とございまして、この支給条例では暴風のみ、それから警報発令時に限られた支給となっています。しかし、災害というのは暴風ではございません。それから、警報が発令されていないときでも災害、被害が発生する可能性が大いにございます。そのことから、警報が発令されていなくても職員が対応することが必要な場合がありますので、その場合でも特殊勤務手当が支給できるような改正でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第46号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。